

対 策 工 事 等 計 画 説 明 書

1 対策工事等の計画の方針							
(1) 特定開発行為の目的	土砂災害特別警戒区域を含む当該開発区域において、戸建分譲住宅8戸の建築を計画するものである。						
(2) 対策工事等の方法	開発区域の西側斜面を全面法枠工で対策することにより当該急傾斜地の崩壊を抑止する。						
2 急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地の現況							
(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象	ア 急傾斜地の崩壊      イ 土石流      ウ 地滑り						
(2) 特別警戒区域内で特定開発行為をする土地の面積	1,200 m <sup>2</sup>						
(3) 他の法律による指定の状況	ア 砂防指定地      イ 急傾斜地崩壊危険区域 ウ 地すべり防止区域      エ 保安林 オ その他 (      )						
(4) 既存砂防施設等の状況	開発区域に隣接する斜面においては、県による急傾斜地崩壊対策施設(もたれ擁壁)が施工されている。						
3 開発区域内の土地の現況							
(1) 区 域 区 分	ア 市街化区域      イ 市街化調整区域 ウ ア及びイ以外の都市計画区域      エ その他						
(2) 地 域 地 区	ア 用途地域      イ その他の地域地区						
(3) 土 地 の 概 要		宅地	農地	山林	公共施設用地	その他	計
	面積(m <sup>2</sup> )	1,000	200	600	0	0	1,800
	比率(%)	56	11	33	0	0	100
4 開発区域内の土地利用計画							
(1) 計 画 の 概 要		建築物		その他		計	
		制限用途	制限用途以外				
	面積(m <sup>2</sup> )	1,200	0	600		1,800	
比率(%)	67	0	33		100		
(2) 予定建築物の用途	○○○○○						

- 注1 2(1)、2(3)、3(1)及び3(2)は、該当する記号を○で囲むこと。
- 2 開発区域を工区に分けたときは、工区ごとに作成すること。
- 3 「砂防指定地」とは、砂防法第2条の規定により指定された土地をいう。
- 4 「急傾斜地崩壊危険区域」とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定により指定された区域をいう。
- 5 「地すべり防止区域」とは、地すべり等防止法第3条第1項の規定により指定された区域をいう。
- 6 「保安林」とは、森林法第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項

若しくは第2項の規定により指定された森林をいう。

7 「市街化区域」とは、都市計画法第7条第2項に規定する区域をいう。

8 「市街化調整区域」とは、都市計画法第7条第3項に規定する区域をいう。

9 「都市計画区域」とは、都市計画法第5条第1項又は第2項の規定により指定された区域をいう。

10 「用途地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する地域をいう。

11 「地域地区」とは、都市計画法第8条第1項各号に掲げる地域、地区又は街区をいう。

12 「公共施設用地」とは、都市計画法第4条第14項に規定する公共施設が存在する土地をいう。

13 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。